令和7年4月1日の申請から スポーツ施設の使用料が変わります (専用使用・個人使用)

令和7年4月1日の申請から、以下のとおり使用料を改定します。 利用される皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解のほど、 よろしくお願いいたします。

市民体育館 (片山・北千里・山田・南吹田・目俵)

専用使用、個人使用の使用料を変更します。詳細は、以下をご確認ください。

●市民体育館 新料金表 (専用使用)

単位:円・()内は旧料金

施設の名称 / 使用区分		9 時 ~ 12時	13時 ~ 17時	18時 ~ 21時	
第1体育室	全面	7,800 (5,900)	13,200 (8,900)	17,700 (12,400)	
	半面	3,900 (2,900)	6,600 (4400)	8,850 (6200)	
第2体育室 (北千里・山田・目俵)		3,600 (2900)	6,400 (4400)	8,400 (6200)	
その他の体育室		1,500 (1200)	2,520 3,300 (1700) (2400)		
多目的ホール(目俵) ※多目的ホールのみ 表中の21時を22時とする。		1,800 (1,400)	3,000 (2,000)	4,000 (2,900)	

団体の所在が本市外であるときは、本表使用料の2倍の使用料となります。 ただし、吹田市内に在勤・在学の方は吹田市在住の方と同じ料金になります。

●市民体育館 新料金表(個人使用)

単位:円・()内は旧料金

使用者 / 使用区分	9 時 ~ 12時	13時 ~ 15時	15時 ~ 17時	18時 ~ 21時		
小学生・中学生	210	140	140	210		
	(150)	(100)	(100)	(150)		
— 般	450	300	300	450		
— _{加又}	(300)	(200)	(200)	(300)		
トレーニング室	1 時間 150(100)					

使用者の住所が本市外であるときは、本表使用料の2倍の使用料となります。 ただし、吹田市内に在勤・在学の方は吹田市在住の方と同じ料金になります。

利用時間、休館日(年末年始:12/29~1/3)、利用方法に変更はありません。

日市 都市魅力部 文化スポーツ推進室 電話: 06-6384-2394 FAX: 06-6368-9908